

鹿 児 島 県 公 報

平成23年 8 月10日（水）号 外



鹿児島県

発行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇所2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 平成22年12月 5 日執行の天城町長選挙及び同町議会議員選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会取扱い） 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第23号

平成22年12月 5 日執行の大島郡天城町長選挙及び同町議会議員選挙に係る選挙の効力に関し大島郡天城町523番地 6 西松文良外 2 名から提出された審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決した。

平成23年 8 月10日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

裁 決 書

大島郡天城町天城523番地 6

審査申立人 西松 文良（61歳）

大島郡天城町西阿木名 1 番地

審査申立人 吉村 友秀（62歳）

大島郡天城町兼久1296番地 2

審査申立人 叶 福次郎（63歳）

審査申立人ら（以下「申立人ら」という。）から平成23年 2 月28日をもって提起された、平成22年12月 5 日執行の天城町長選挙（以下「本件町長選挙」という。）の選挙の効力、同日執行の天城町議会議員選挙（以下「本件議会議員選挙」という。）の選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

申立人らの本件審査の申立てをいずれも棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

申立人らの本件審査の申立ての趣旨とするところは、平成22年12月 5 日に同時に執行された本件町長選挙及び本件議会議員選挙（以下両選挙を一括していうときは「本件各選挙」という。）に関し、そのいずれについても、選挙が無効であるということにある。

そしてその理由とするところは、本件各選挙における期日前投票（以下「本件期日前投票」という。）の投票箱の管理に不手際があった、投票用紙のすり替え又は書き換えがあったなど、選挙の規定に違反するものがあり、それらは選挙の結果に影響を及ぼすおそれがあるというものであって、その要旨は次のとおりである。

- 1 本件期日前投票において、天城町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）は、投票箱を金庫に保管せず、4 日間も期日前投票の投票所に放置するという不正があった。
- 2 本件町長選挙において、期日前投票の1,249票が全て大久幸助候補（以下「大久候補」という。）の得票ということはある。
- 3 本件町長選挙における期日前投票で、叶福次郎候補（以下「叶候補」という。）が獲得した750票余りの投票が、大久候補の票にすり替え又は書き換えられた。

本件議会議員選挙における期日前投票においても、叶候補派7名の候補者の獲得した750票余りの票が、大久候補派9名の候補者の獲得した票に、振り分けられ、すり替えられ、又は書き換えられたりした。

投票用紙の使用残の数百枚を使用して、不正選挙があった。

- 4 開票作業において、開票開始時刻である平成22年12月5日の午後8時までの間に、期日前投票の投票箱や各投票所から開票所へ送致された投票日当日の投票箱は、いずれも送致の途中で開封されて中の投票用紙全てが一つの箱に集約され、同日午後8時の開票開始時点ではその一つの箱だけが封印もなく、本件各選挙の開票台の上に載せられていた。各投票所から開票所まで送致される間に各投票箱が開封され、投票のすり替え又は書き換えがなされた上、一つの箱に集約されていた。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査申立てを適法と認めて受理し、町委員会から弁明書を、申立人らから反論書をそれぞれ提出させた上、叶福次郎を除く申立人らを審尋した。また、当委員会は、本件各選挙の関係記録を調査し、期日前投票の投票記載場所とされた天城町役場の別館1階にある入札室（以下「入札室」という。）の構造等を検証し、天城町ユイの里テレビ（天城A Y T テレビ）のDVDの映像を検証するなどしたほか、町委員会委員長、投票管理者その他関係者の証言を求め、本件各選挙のために用意された投票用紙の使用残枚数などを調査・点検するなどして、審査した。

第1 当委員会が認める事実

- 1 申立人らはいずれも本件各選挙の選挙人である。また、申立人西松文良及び吉村友秀はいずれも本件議会議員選挙の候補者であり、叶福次郎は本件町長選挙の候補者である。

2 本件各選挙における投票用紙等について

本件選挙につき用意された投票用紙の枚数、使用枚数及び使用残枚数等は、次のとおりである。

- (1) 用意された投票用紙の枚数（本件町長選挙用及び本件議会議員選挙用）
各5,600
- (2) 使用枚数（本件町長選挙用及び本件議会議員選挙用）
期日前投票使用分 各1,249
投票日当日使用分 各3,678
不在者投票使用分 各109（期日内未到達分各12を含む。）
計 各5,036
- (3) 差引き使用残枚数（(1)－(2)） 各564
- (4) 未使用投票用紙枚数 各564
- (5) 投票用紙の色及び印刷文字等の色
町長選挙 あさぎ色の紙に黒刷
町議会議員選挙 白色の紙に赤刷
（投票用紙は全てB Pコート紙）

3 本件選挙の開票結果は次のとおりである。

- (1) 本件町長選挙について
投票人総数 5,024
投票総数 5,024
内有効投票総数 4,940
内無効投票総数 84
- (2) 本件議会議員選挙について
投票人総数 5,024
投票総数 5,024
内有効投票総数 4,964
内無効投票総数 60
- (3) 期日前投票について
期日前投票の状況は次のとおり

投票所 天城町役場別館 1 階入札室
期間 平成22年12月 1 日から同月 4 日まで
期日前投票総数 各1,249
内代理投票総数 各220

(4) 各候補者の得票数

ア 町長選挙について

大久幸助 3,199
叶福次郎 1,741

イ 町議会議員選挙

別紙「町議会議員候補者別得票数（選挙会）一覧表」記載のとおり。

第2 申立ての理由に関する当委員会の判断

1 申立ての理由 1 について

- (1) 当委員会における入札室の検証，町委員会の弁明書や関係者の証言等によれば，本件期日前投票に使用された投票箱の管理状況等は次のとおりであった。

ア 公職選挙法施行令（以下「令」という。）第47条の9により読み替えて適用される令第44条によれば，「投票箱は，ふたを閉じた後は，市町村の選挙管理委員会に送致する場合のほか，期日前投票所の外に持ち出してはならない。ただし，投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは，この限りでない。」と規定されているところである。

本件期日前投票が行われた平成22年12月 1 日から同月 4 日までの間，投票箱は入札室に置かれたままであり，金庫に保管された形跡はない。

イ 一方，入札室は，天城町役場の別館（2 階建て）1 階にある。別館への出入口は施錠の設備があり，本件期日前投票の期間中は，投票時間終了後，翌日の投票開始時刻直前までの間，施錠されたほか，同出入口の扉の取っ手には鎖を掛けて，その鎖も外されないように施錠されていた。入札室の出入口ドアも施錠され，更に入札室にあるガラス窓は施錠されたままであり，そのガラス窓の外側にはガラスに近接して金網が張られている。そのほか入札室に外部から侵入する可能性のある箇所は存しない。

また，当該別館の 1 階と 2 階とを結ぶ階段（1 箇所）は，本件期日前投票期間中，1 階からの上り口に床から天井に至る高さのパネル（入札室側からビス止め）で封鎖され，人の出入りは不可能であった。

このような入札室の構造の下で，本件期日前投票期間中，各日とも，投票時間終了後は投票管理者及び投票立会人の立会いの下，町委員会の書記が，入札室の出入口，別館の出入口，その出入口の扉の取っ手に掛けた鎖等にそれぞれ施錠した。

なお，金庫は，入札室のある別館と渡り廊下でつながった天城町役場本館の 3 階にある町委員会の事務室内にあった。

以上によれば，本件期日前投票箱を投票所から持ち出し，金庫に保管すべきであったとする理由はない。本件各選挙の期日前投票の全期間中投票箱を入札室に置き，入札室から持ち出して金庫に保管しなかったことは，むしろ前述法令の定めどおりの処置ともいうべきであって，選挙の規定に違反するものではない。

ウ 本件期日前投票期間中の平成22年12月 1 日から同月 3 日までの 3 日間は，各日とも，投票時間終了後，投票箱は，その蓋を閉じたものの，施錠し，かつ，鍵に封印をすることはなく，入札室においてそのまま保管した。

この 3 日間の期日前投票の投票箱の閉鎖については，「法第53条の規定によって投票箱を閉鎖すべき場合においては，投票管理者は，投票箱のふたを閉じ，かぎをかけた上，一のかぎは投票管理者の指定した投票立会人が封印をし，他のかぎは投票管理者が封印をしなければならない。」と令第49条の7により読み替えて適用される令第43条の規定に違反するものといわざるを得ない。

しかしながら，前述イ記載のとおり，入札室自体が幾重にも厳重に管理され，投票時間終了後の施錠等も確実になされているほか，特に選挙の公正を疑わせる事由も存しない。

結局のところ、この選挙規定違反の点は、これがなければ選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあったものとは認められない。

(2) 以上によれば、申立人らの申立ての理由 1 の主張は理由がない。

2 申立ての理由 2 について

(1) 開票の結果においても、期日前投票における各候補の得票数は判明するものではない。

そもそも開票は、期日前投票における投票と投票日当日における各投票所から送致された投票を、全て一括して混同した上で行われるものであるから、期日前投票における各候補ごとの得票数はわからない。申立人らの主張する期日前投票における大久候補の 1,249票という数字は申立人らが想定した架空の数字にすぎない。

(2) 申立書、その補正書及び再補正書などによれば、期日前投票における大久候補の 1,249票という得票数は、申立人らが自ら独自に想定した数字である。しかも、期日前投票の投票総数が1,249票であったのであるから、大久候補の期日前投票における得票が1,249票であったと想定することは、とりもなおさず叶候補の期日前投票における得票は0票であったと想定することにほかならない。他方、申立人らは自ら、いわゆる票読みの結果、期日前投票における叶候補の得票数は750票余りは確実にあったはずだといいい、また、期日前投票の中には無効票もあったはずだともいう。750票余りは確実にあったはずなどいいながら、叶候補の期日前投票における得票は0票であったと想定し、その独自の想定に基づいて論を進めているわけである。申立人らの想定自体、理解しがたいものといわなければならない。

(3) 以上によれば、申立人らの申立ての理由 2 の主張は理由がない。

3 申立ての理由 3 について

(1) 期日前投票の期間中、投票箱は入札室に置かれたままであり、金庫に保管されたことはなかったものであるが、前述のとおり投票箱が置かれていた入札室自体が、余人がみだりに侵入できないように厳重に管理された室であった。

(2) また、前述のとおり本件各選挙における未使用投票用紙の枚数は、期日までに未到達の不在者投票12枚を除き、それぞれ564枚であり、これらは全て金庫に保管されていた。

この各564枚の未使用投票用紙を全て検証したところ、本件各選挙における未使用投票用紙は全てB P コート紙が使用されていた。本件町長選挙用の投票用紙はあさぎ色であって印刷された文字等は黒色であり、本件議会議員選挙用の投票用紙は白地に赤色の文字等が印刷されたものであった。

更に、これら各564枚の未使用投票用紙には、全て、何らかの文字が記載されていたり、あるいは一度記載された文字が何らかの手段・方法によって書き換えられたり、又は抹消されたりしたような形跡など、不正を疑うべき異状・不審な点は全く見られなかった。

(3) 以上によれば、期日前投票において、未使用の投票用紙を用いた投票のすり替え又は書き換えは全くなかったものと断ぜざるを得ない。

(4) なお、申立人らは、投票の筆跡鑑定を要望するけれども、代理投票の制度があるので、同一の筆跡の投票があり得ることは避けられないところである（現に本件各選挙においては、それぞれ220票の代理投票があった。）。その上、投票の筆跡鑑定は特定の投票を誰が記載したのかを特定することにほかならず、投票の秘密保持を定めた憲法や法令の趣旨に照らして、選挙管理委員会が投票の筆跡鑑定を行うことは許されないことである。

(5) 結局、申立人らの申立ての理由 3 の主張も理由がない。

4 申立ての理由 4 について

(1) 当委員会は、申立人らの要望もあって、天城町ユイの里テレビ（天城 A Y T テレビ）撮影のDVDの映像を検証した。その結果によると、本件各選挙の開票所において、開票管理者及び開票立会人らによって各11個の投票箱の封印等の点検が行われたばかりでなく、開票開始宣言がなされた時点では、各選挙の開票台には、それぞれ11個の投票箱が載せられていること、開票開始宣言後に各投票箱から投票用紙が取り出され、混同されて、票の判別作業が開始されたこと等が明らかである。申立ての理由 4 の趣旨に沿う

証言をする証人もいるが到底措信できるものではない。

- (2) 申立人らは、期日前投票におけるすり替え又は書き換えを主張するほか、申立ての理由 4 において、本件各選挙の開票前にも各投票所の投票がすり替えられ、又は書き換えられたとも主張する。投票管理者や投票立会人などの各証言、前述の未使用投票用紙の数や、これら未使用投票用紙の状態に何ら不審な点がなかったこと、前述DVDの映像の検証結果等を考え合わせると、投票日当日の各投票所における投票のすり替え、書き換え及びその他何らかの不正が行われた形跡も全く認められない。

- (3) 以上によれば、申立ての理由 4 の主張は理由がないことは明らかである。

- 5 その他、本件各選挙において、法令で定める選挙の規定に違反する事由は見られない。

第3 結論

以上によれば、申立人らの本件申立ては、全て理由がない。よって主文のとおり裁決する。

平成23年 8 月10日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

別紙

町議会議員候補者別得票数（選挙会）一覧表

氏 名	得 票 数
田原 廣秀	310
平山 栄助	342
吉田 宏三	242
三原 秀貢	11
久田 高志	473
柏木 辰二	287
柏井 洋一	332
鶴 博典	308
前田 芳作	369
西松 文良	219
秋田 浩平	303
武田 正光	304
上岡 義茂	403
吉村 友秀	176
松村 義則	265
松山 善太郎	248
徳田 睦男	372